

令和4年第2回相楽郡広域事務組合議会定例会審議結果



令和4年第2回相楽郡広域事務組合議会定例会が、11月25日（金）に大谷処理場会議室において会期1日間で開催されました。

今定例会では、令和3年度一般会計歳入歳出決算認定など8件の議案が上程されましたが、いずれも慎重な審議の末、原案のとおり同意・認定・可決されました。

○提出議案

議案番号	件名	提案理由・概要	議決結果
同意 第1号	相楽郡広域事務組合 公平委員会委員の選 任について	公平委員会委員 藤木美能里氏の任期が、令和4年12月18日をもって満了することに伴い、同委員を再任するため、議会の同意を求めるものです。	同意 (全会一致)

<p>認 定 第 1 号</p>	<p>令和3年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について</p>	<p>令和3年度一般会計決算 ・歳入総額は、 2億5957万8659円 ・歳出総額は、 2億5497万2098円 ・歳入歳出差引額は、 460万6561円 ・実質収支額は、 460万6561円</p>	<p>認 定 (全会一致)</p>
<p>認 定 第 2 号</p>	<p>令和3年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定について</p>	<p>令和3年度特別会計決算 ・歳入総額は、 3225万8498円 ・歳出総額は、 2754万 393円 ・歳入歳出差引額は、 471万8105円 ・実質収支額は、 471万8105円</p>	<p>認 定 (全会一致)</p>
<p>議 案 第 8 号</p>	<p>相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について</p>	<p>「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける国家公務員の給与については、令和4年8月8日に人事院勧告がなされ、これを受け、法律案が令和4年11月11日に可決されました。 本組合職員の給与についても、国家公務員に準拠していますことから、国と同様に月例給・勤勉手当を改定する必要があり、また、職員給料支給方法を変更するため、職員給与条例の一部を改正するものです。</p>	<p>可 決 (全会一致)</p>
<p>議 案 第 9 号</p>	<p>相楽郡広域事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について</p>	<p>会計年度任用職員の給料について、京都府の最低賃金引き上げに対応し、支給水準を引き上げるため、会計年度任用職員の給与等条例の一部を改正するものです。</p>	<p>可 決 (全会一致)</p>

議案 第10号	令和4年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算(第1号)について	<p>令和4年度一般会計予算に、歳入歳出それぞれ460万5千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億7360万5千円とするのものです。</p> <p>歳出では、職員給与条例の一部改正に伴う一般管理費の増額、し尿処理費、予備費の増額補正を行い、歳入では、前年度繰越金の確定額を増額する補正を行うものです。</p>	可決 (全会一致)
議案 第11号	令和4年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算(第1号)について	<p>令和4年度の特別会計予算に、歳入歳出それぞれ683万1千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億3483万1千円とするのものです。</p> <p>歳出では、振興費、休日応急診療費の増額補正を行い、歳入では、財産運用収入、診療報酬収入の増額、前年度繰越金の確定額を増額する補正を行うものです。</p>	可決 (全会一致)
議案 第12号	京都府市町村職員退職手当組合同約の変更について	<p>京都府市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体のうち、相楽郡広域事務組合が名称変更することに伴い、規約別表に掲げる組合市町村の名称変更を行うべく組合同約を変更することについて、議会の議決を求めるものです。</p>	可決 (全会一致)